

6 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

会第3号

「議員提出規則案」

令和6年6月28日

提出議案

会第 3 号 草津市議会会議規則の一部を改正する規則案 2

会第3号

草津市議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条および草津市議会会議規則(平成9年草津市議会規則第2号)第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和6年6月28日

草津市議会議長

山元 宏和 様

提出者

草津市議会議員

伊吹 達郎

賛成者

草津市議会議員

瀬川 裕海

土肥 浩資

西村 隆行

藤井 三恵子

八木 良人

田中 詩織

草津市議会会議規則の一部を改正する規則

草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第7章 《現行どおり》 第8章 補足 (<u>第166条の2</u>・第167条)</p> <p>第1条～第2条 《現行どおり》 (宿所または連絡所の届出)</p> <p>第3条 議員は、別に宿所または連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、<u>また同様とする。</u></p> <p>第4条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮</u>って議席を変更することができる。 4 《現行どおり》</p> <p>第5条～第6条 《現行どおり》 (会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>第8条 《現行どおり》 (会議時間)</p> <p>第9条 《現行どおり》 2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮</u>って決める。 <u>3</u> 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、<u>会議時間</u>を変更することができる。 <u>4</u> 《現行どおり》</p> <p>第10条～第13条 《現行どおり》 (議案の提出)</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所</p>	<p>目次 第1章～第7章 《省略》 第8章 補足 (第167条)</p> <p>第1条～第2条 《省略》 (宿所または連絡所の届出)</p> <p>第3条 議員は、別に宿所または連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。</p> <p>第4条 《省略》 2 《省略》 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>はか</u>って議席を変更することができる。 4 《省略》</p> <p>第5条～第6条 《省略》 (会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>第8条 《省略》 (会議時間)</p> <p>第9条 《省略》 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>はか</u>って決める。</p> <p style="text-align: center;">《改正後に新設》</p> <p><u>3</u> 《省略》</p> <p>第10条～第13条 《省略》 (議案の提出)</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては</p>

改正後	改正前
<p>定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>
<p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p>	<p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p>
<p>第15条～第16条 《現行どおり》 (修正の動議)</p>	<p>第15条～第16条 《省略》 (修正の動議)</p>
<p>第17条 修正の動議は、その案を<u>備え</u>、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>第17条 修正の動議は、その案を<u>そなえ</u>、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>
<p>(先決動議の表決の順序)</p>	<p>(先決動議の表決の順序)</p>
<p>第18条 他の事件に先立って、表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に<u>諮って</u>決める。</p>	<p>第18条 他の事件に先立って、表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に<u>はかつて</u>決める。</p>
<p>(事件の撤回または訂正および動議の撤回)</p>	<p>(事件の撤回または訂正および動議の撤回)</p>
<p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、または訂正しようとするときおよび会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p>	<p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、または訂正しようとするときおよび会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の承認を要する。</u></p>
<p>2 議員が提出した事件および動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p>	<p>2 議員が提出した事件および動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p>
<p>3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p>	<p>3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p>
<p>(日程の作成および配布)</p>	<p>(日程の作成および配布)</p>
<p>第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件およびその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に<u>代える</u>ことができる。</p>	<p>第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件およびその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に<u>かえる</u>ことができる。</p>
<p>(日程の順序変更および追加)</p>	<p>(日程の順序変更および追加)</p>
<p>第21条 議長が必要があると認めるときまたは議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に<u>諮って</u>、議事日程の順序を変更し、または他の事件を追加することができる。</p>	<p>第21条 議長が必要があると認めるときまたは議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に<u>はかつて</u>、議事日程の順序を変更し、または他の事件を追加することができる。</p>

改正後	改正前
<p>第22条～第23条 《現行どおり》 (日程の終了および延会)</p>	<p>第22条～第23条 《省略》 (日程の終了および延会)</p>
<p>第24条 《現行どおり》 2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるときまたは議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>延会することができる。</p>	<p>第24条 《省略》 2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるときまたは議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>延会することができる。</p>
<p>第25条～第28条 《現行どおり》 (投票)</p>	<p>第25条～第28条 《省略》 (投票)</p>
<p>第29条 議員は、<u>議長の指示に従って</u>、順次、<u>投票する</u>。</p>	<p>第29条 議員は、<u>職員の点呼に応じて</u>、順次、<u>投票を備え付けの投票箱に投入する</u>。</p>
<p>第30条 《現行どおり》 (開票および投票の効力)</p>	<p>第30条 《省略》 (開票および投票の効力)</p>
<p>第31条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聴いて</u>議長が決定する。</p>	<p>第31条 《省略》 2 《省略》 3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聞いて</u>議長が決定する。</p>
<p>4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</p>	<p>《改正後に新設》</p>
<p>第32条～第34条 《現行どおり》 (一括議題)</p>	<p>第32条～第34条 《省略》 (一括議題)</p>
<p>第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。</p>	<p>第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。</p>
<p>第36条 《現行どおり》 (議案等の説明、質疑および委員会付託)</p>	<p>第36条 《省略》 (議案等の説明、質疑および委員会付託)</p>
<p>第37条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 前2項における提出者の説明および第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>省略することができる。 (付託事件を議題とする時期)</p>	<p>第37条 《省略》 2 《省略》 3 前2項における提出者の説明および第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>省略することができる。 (付託事件を議題とする時期)</p>
<p>第38条 委員会に付託した事件は、その審査または調査の終了を<u>待って</u>議題とする。 (委員長の報告および少数意見者の報告)</p>	<p>第38条 委員会に付託した事件は、その審査または調査の終了を<u>まっ</u>て議題とする。 (委員長の報告および少数意見者の報告)</p>
<p>第39条 委員会が審査または調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過および結果を報告し、<u>次いで</u>少数意見者が少数意見の報告をする。</p>	<p>第39条 委員会が審査または調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過および結果を報告し、<u>ついで</u>少数意見者が少数意見の報告をする。</p>

改正後	改正前
2 《現行どおり》	2 《省略》
3 第1項の報告は、討論を用い <u>ない</u> で会議に <u>諮って</u> 省略することができる。	3 第1項の報告は、討論を用い <u>ない</u> で会議に <u>はかつて</u> 省略することができる。
4 《現行どおり》	4 《省略》
第40条～第43条 《現行どおり》 (委員会の審査または調査期限)	第40条～第43条 《省略》 (委員会の審査または調査期限)
第44条 《現行どおり》	第44条 《省略》
2 前項の期限までに審査 <u>または調査</u> を終わらなかつたときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、 <u>議会</u> において審議することができる。 (委員会の中間報告)	2 前項の期限までに審査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、 <u>会議</u> において審議することができる。 (委員会の中間報告)
第45条 《現行どおり》	第45条 《省略》
2 委員会は、その審査または調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、 <u>議会の承認を得て</u> 、中間報告をすることができる。	2 委員会は、その審査または調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。
第46条～第49条 《現行どおり》 (発言の許可)	第46～第49条 《省略》 (発言の許可)
第50条 発言は、 <u>全て</u> 議長の許可を得た後でなければならない。	第50条 発言は、 <u>すべて</u> 議長の許可を得た後でなければならない。
第51条 《現行どおり》 (発言の通告をしない者の発言)	第51条 《省略》 (発言の通告をしない者の発言)
第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が <u>全て</u> 発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。	第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が <u>すべて</u> 発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。
2～3 《現行どおり》	2～3 《省略》
第53条～第54条 《現行どおり》 (発言内容の制限)	第53条～第54条 《省略》 (発言内容の制限)
第55条 発言は、 <u>全て</u> 簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を <u>超えて</u> はならない。	第55条 発言は、 <u>すべて</u> 簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を <u>こえて</u> はならない。
2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、 <u>発言を禁止</u> することができる。	2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は <u>発言を禁止</u> することができる。
3 《現行どおり》	3 《省略》
第56条 《現行どおり》 (発言時間および回数 ^の 制限)	第56条 《省略》 (発言時間および回数 ^の 制限)
第57条 《現行どおり》	第57条 《省略》
2 議長の定めた時間および回数 ^の 制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い <u>ない</u> で会議に <u>諮って</u> 決める。	2 議長の定めた時間および回数 ^の 制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い <u>ない</u> で会議に <u>はかつて</u> 決める。

改正後	改正前
<p>第58条～第59条 《現行どおり》 (質疑または討論の終結)</p>	<p>第58条～第59条 《省略》 (質疑または討論の終結)</p>
<p>第60条 《現行どおり》</p>	<p>第60条 《省略》</p>
<p>2 《現行どおり》</p>	<p>2 《省略》</p>
<p>3 質疑または討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。</p>	<p>3 質疑または討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。</p>
<p>第61条～第62条 《現行どおり》 (緊急質問等)</p>	<p>第61条～第62条 《省略》 (緊急質問等)</p>
<p>第63条 《現行どおり》</p>	<p>第63条 《省略》</p>
<p>2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮ら</u>なければならない。</p>	<p>2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に<u>はから</u>なければならない。</p>
<p>3 《現行どおり》</p>	<p>3 《省略》</p>
<p>第64条～第65条 《現行どおり》 (答弁書の配布)</p>	<p>第64条～第65条 《省略》 (答弁書の配布)</p>
<p>第66条 市長その他の関係機関が、質疑および質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に<u>代える</u>ことができる。 (表決問題の宣告)</p>	<p>第66条 市長その他の関係機関が、質疑および質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に<u>かえる</u>ことができる。 (表決問題の宣告)</p>
<p>第67条 議長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p>	<p>第67条 議長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p>
<p>第68条～第69条 《現行どおり》 (起立による表決)</p>	<p>第68条～第69条 《省略》 (起立による表決)</p>
<p>第70条 議長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>	<p>第70条 議長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>
<p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、または議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名または無記名の投票で表決を<u>採ら</u>なければならない。 (投票による表決)</p>	<p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、または議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名または無記名の投票で表決を<u>とら</u>なければならない。 (投票による表決)</p>
<p>第71条 議長が必要があると認めるとき、または出席議員2人以上から要求があるときは、記名または無記名の投票で表決を<u>採る</u>。</p>	<p>第71条 議長が必要があると認めるとき、または出席議員2人以上から要求があるときは、記名または無記名の投票で表決を<u>とる</u>。</p>
<p>2 《現行どおり》</p>	<p>2 《省略》</p>
<p>第72条～第75条 《現行どおり》 (簡易表決)</p>	<p>第72条～第75条 《省略》 (簡易表決)</p>
<p>第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に<u>諮る</u>ことができる。異議がないと認め</p>	<p>第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に<u>はかる</u>ことができる。異議がないと認め</p>

改正後	改正前
<p>るときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議あるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>採ら</u>なければならない。</p> <p>(表決の順序)</p>	<p>めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議あるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>とら</u>なければならない。</p> <p>(表決の順序)</p>
<p>第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>採ら</u>なければならない。</p>	<p>第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>とら</u>なければならない。</p>
<p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。</p>	<p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。</p>
<p>3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。</p>	<p>3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。</p>
<p>第78条～第79条 《現行どおり》 (公述人の決定)</p>	<p>第78条～第79条 《省略》 (公述人の決定)</p>
<p>第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者および学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定により</u>あらかじめ申し出た者およびその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p>	<p>第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者および学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ<u>文書で</u>申し出た者およびその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p>
<p>2 《現行どおり》</p>	<p>2 《省略》</p>
<p>第81条～第84条 《現行どおり》 (会議録の記載事項)</p>	<p>第81条～第84条 《省略》 (会議録の記載事項)</p>
<p>第85条 《現行どおり》</p>	<p>第85条 《省略》</p>
<p>2 議事は、速記法<u>その他議長が適当と認める方法</u>によって記録する。</p>	<p>2 議事は、速記法によって速記し、または録音機によって録音する。</p>
<p>第86条～第94条 《現行どおり》 (出席委員に関する措置)</p>	<p>第86条～第94条 《省略》 (オンライン会議システムを活用した会議)</p>
<p>第94条の2 <u>この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)</u>で委員会に出席している委員を含む。</p>	<p>第94条の2 <u>草津市議会委員会条例(昭和31年草津市条例第17号)第15条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン会議システム(以下「オンライン会議システム」という。)</u>により会議に出席した委員は、<u>前条第1項、第96条、第99条、第108条第1項、第119条第2項、第131条第2項および第3項、第137条ならびに第138条第1項の出席委員とする。</u></p>
<p>2 <u>オンラインによる方法</u>での会議の方法そ</p>	<p>2 <u>オンライン会議システム</u>を活用した会議</p>

改正後	改正前
<p>の他必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>
<p>第95条 《現行どおり》 (一括議題)</p>	<p>第95条 《省略》 (一括議題)</p>
<p>第96条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮って</u>決める。</p>	<p>第96条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>はかつて</u>決める。</p>
<p>第97条～第98条 《現行どおり》 (先決動議の表決順序)</p>	<p>第97条～第98条 《省略》 (先決動議の表決順序)</p>
<p>第99条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮って</u>決める。 (動議の撤回)</p>	<p>第99条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>はかつて</u>決める。 (動議の撤回)</p>
<p>第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の<u>許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。</u></p>	<p>第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の<u>承認を要する。</u></p>
<p>第101条～第113条 《現行どおり》 (発言の許可)</p>	<p>第101条～第113条 《省略》 (発言の許可)</p>
<p>第114条 委員は、<u>全て</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p>	<p>第114条 委員は、<u>すべて</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p>
<p>第115条 《現行どおり》 (発言内容の制限)</p>	<p>第115条 《省略》 (発言内容の制限)</p>
<p>第116条 発言は<u>全て</u>、簡明にするものとして、議題外にわたりまたはその範囲を<u>超えて</u>はならない。</p>	<p>第116条 発言は<u>すべて</u>、簡明にするものとして、議題外にわたりまたはその範囲を<u>こえて</u>はならない。</p>
<p>2 《現行どおり》 (委員外議員の発言)</p>	<p>2 《省略》 (委員外議員の発言)</p>
<p>第117条 委員会は、審査または調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員 (<u>以下この条において「委員外議員という。」</u>) に対し、<u>その</u>出席を求めて説明または意見を<u>聴く</u>ことができる。</p>	<p>第117条 委員会は、審査または調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、<u>会議(オンライン会議システムによる会議を含む。第142条第1項において同じ。)</u>への出席を求めて説明または意見を<u>聞く</u>ことができる。</p>
<p>2 委員会は、<u>委員外議員</u>から発言の<u>申出</u>があったときは、その許否を決める。</p>	<p>2 委員会は、<u>委員でない議員</u>から発言の<u>申し出</u>があったときは、その許否を決める。</p>
<p><u>3</u> 前2項の場合において、<u>法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれていると</u></p>	<p>《改正後に新設》</p>

改正後	改正前
<p>きは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、もしくは意見を述べ、または発言することができる。</p> <p>4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、もしくは意見を述べ、または発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第118条 《現行どおり》</p> <p>2 <u>法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。</u></p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第119条 《現行どおり》</p> <p>2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。</p> <p>第120条～第121条 《現行どおり》</p> <p>(質疑または討論の終結)</p> <p>第122条 《現行どおり》</p> <p>2 《現行どおり》</p> <p>3 質疑または討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。</p> <p>第123条～第124条 《現行どおり》</p> <p>(答弁書の<u>配布</u>)</p> <p>第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。</u></p> <p>(互選の方法)</p> <p>第126条 《現行どおり》</p> <p>2～5 《現行どおり》</p> <p>6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に<u>諮り</u>委員の全員の同意があ</p>	<p>《改正後に新設》</p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第118条 《省略》</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員長席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。</u></p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第119条 《省略》</p> <p>2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。</p> <p>第120条～第121条 《省略》</p> <p>(質疑または討論の終結)</p> <p>第122条 《省略》</p> <p>2 《省略》</p> <p>3 質疑または討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。</p> <p>第123条～第124条 《省略》</p> <p>(答弁書の<u>朗読</u>)</p> <p>第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>職員をして朗読させる。</u></p> <p>(互選の方法)</p> <p>第126条 《省略》</p> <p>2～5 《省略》</p> <p>6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に<u>はかり</u>委員の全員の同意があ</p>

改正後	改正前
<p>った者をもって、当選人とする。</p> <p>第127条 《現行どおり》 (表決問題の宣告)</p> <p>第128条 委員長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 (不在委員)</p> <p>第129条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、<u>法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は</u>、この限りでない。</p> <p>第130条 《現行どおり》 (起立または挙手による表決)</p> <p>第131条 委員長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者に起立または挙手(<u>オンラインによる方法での会議</u>にあつては、挙手)をさせ、起立または挙手(<u>オンラインによる方法での会議</u>にあつては、挙手)をした者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立または挙手(<u>オンラインによる方法での会議</u>にあつては、挙手)をした者の多少を認定しがたいとき、または委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名または無記名の投票で表決を<u>採ら</u>なければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>オンラインによる方法での会議</u>において、委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき、または委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、電磁的に記録した映像の確認により挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第132条 委員長が必要があると認めるとき、または出席委員から要求があるときは、記名または無記名の投票で表決を<u>採る</u>。</p> <p>2 《現行どおり》</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>オンラインによる方法での会議</u>においては、投票で表決を<u>採る</u>ことができない。</p> <p>第133条～第136条 《現行どおり》 (簡易表決)</p> <p>第137条 委員長は、問題について異議の有</p>	<p>あつた者をもって、当選人とする。</p> <p>第127条 《省略》 (表決問題の宣告)</p> <p>第128条 委員長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 (不在委員)</p> <p>第129条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、<u>オンライン会議システムにより会議に出席した委員にあつては</u>、この限りでない。</p> <p>第130条 《省略》 (起立または挙手による表決)</p> <p>第131条 委員長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者に起立または挙手(<u>オンライン会議システムを活用した会議</u>にあつては、挙手)をさせ、起立または挙手(<u>オンライン会議システムを活用した会議</u>にあつては、挙手)をした者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立または挙手(<u>オンライン会議システムを活用した会議</u>にあつては、挙手)をした者の多少を認定しがたいとき、または委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名または無記名の投票で表決を<u>とら</u>なければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>オンライン会議システムを活用した会議</u>において、委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき、または委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、電磁的に記録した映像の確認により挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第132条 委員長が必要があると認めるとき、または出席委員から要求があるときは、記名または無記名の投票で表決を<u>とる</u>。</p> <p>2 《省略》</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>オンライン会議システムを活用した会議</u>においては、投票で表決を<u>とる</u>ことができない。</p> <p>第133条～第136条 《省略》 (簡易表決)</p> <p>第137条 委員長は、問題について異議の有</p>

改正後	改正前
<p>無を会議に<u>諮る</u>ことができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立または挙手（<u>オンラインによる方法での会議</u>にあつては、<u>挙手</u>）の方法で表決を<u>採ら</u>なければならない。</p>	<p>無を会議に<u>はかる</u>ことができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立または挙手（<u>オンライン会議システムを活用した会議</u>にあつては、<u>挙手</u>）の方法で表決を<u>とら</u>なければならない。</p>
<p>（表決の順序）</p>	<p>（表決の順序）</p>
<p>第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議に<u>諮</u>って決める。</p>	<p>第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議に<u>は</u>かって決める。</p>
<p>2 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。</p>	<p>2 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。</p>
<p>（請願書の記載事項等）</p>	<p>（請願書の記載事項等）</p>
<p>第139条 《現行どおり》</p>	<p>第139条 《省略》</p>
<p>2～3 《現行どおり》</p>	<p>2～3 《省略》</p>
<p>4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の<u>許可</u>を得なければならない。</p>	<p>4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の<u>承認</u>を得なければならない。</p>
<p>5 <u>議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p>	<p>《改正後に新設》</p>
<p>第140条 《現行どおり》</p>	<p>第140条 《省略》</p>
<p>（請願の委員会付託）</p>	<p>（請願の委員会付託）</p>
<p>第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、<u>所管の常任委員会または議会運営委員会に付託する。ただし、<u>常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u></u></p>	<p>第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会または議会運営委員会に付託する。ただし、<u>議長において常任委員会または議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>2 <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u></p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u></p>
<p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、<u>それぞれの委員会に付託する。</u></p>	<p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。</p>
<p>（紹介議員の委員会出席）</p>	<p>（紹介議員の委員会出席）</p>

改正後	改正前
<p>第142条 《現行どおり》</p> <p>2 《現行どおり》</p> <p>3 前項の場合において、<u>法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。</u></p> <p>4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</p> <p>(請願の審査報告)</p> <p>第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 《現行どおり》</p> <p>2 委員会は、必要があると認めるときは、<u>請願の審査結果に意見を付けることができる。</u></p> <p>3 《現行どおり》</p> <p>(請願の送付ならびに処理の経過および結果報告の請求)</p> <p>第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過および結果の報告を請求することに決した<u>ものについては、これを請求しなければならない。</u></p> <p>(陳情書の処理)</p> <p>第145条 議長は、陳情書またはこれに類するもので<u>議長が必要があると認めるものは、</u>請願書の例により処理するものとする。</p> <p>(議長および副議長の辞職)</p> <p>第146条 《現行どおり》</p> <p>2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>その許否を決定する。</p> <p>3 《現行どおり》</p> <p>第147条～第149条 《現行どおり》</p> <p>(<u>決定の通知</u>)</p> <p>第150条 <u>前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>第151条 《現行どおり》</p>	<p>第142条 《省略》</p> <p>2 《省略》</p> <p>《改正後に新設》</p> <p>《改正後に新設》</p> <p>(請願の審査報告)</p> <p>第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により<u>意見を付け、</u>議長に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 《省略》</p> <p>《改正後に新設》</p> <p>2 《省略》</p> <p>(請願の送付ならびに処理の経過および結果報告の請求)</p> <p>第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過および結果の報告を請求することに決した<u>ものについてはこれを請求しなければならない。</u></p> <p>(陳情書の処理)</p> <p>第145条 議長は、陳情書またはこれに類するもので、<u>その内容が請願に適合するものは、</u>請願書の例により処理するものとする。</p> <p>(議長および副議長の辞職)</p> <p>第146条 《省略》</p> <p>2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>その許否を決定する。</p> <p>3 《省略》</p> <p>第147条～第149条 《省略》</p> <p>(<u>決定書の交付</u>)</p> <p>第150条 <u>議会が議員の被選挙権の有無または法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員および決定を求められた議員に交付しなければならない。</u></p> <p>第151条 《省略》</p>

改正後	改正前
<p>(携帯品)</p> <p>第152条 議場または委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>コート、マフラー、傘</u>の類を着用し、または携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たもの</u>については、この限りでない。</p>	<p>(携帯品)</p> <p>第152条 議場または委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>外とう、えり巻、つえ、かさ</u>の類を着用し、または携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許可を得たときは</u>、この限りでない。</p>
<p>第153条～第156条 《現行どおり》 (資料等の配布許可)</p>	<p>第153条～第156条 《省略》 (資料等<u>印刷物</u>の配布許可)</p>
<p>第157条 議場または委員会の会議室において、<u>資料等</u>を配布するときは、議長または委員長の許可を得なければならない。</p>	<p>第157条 議場または委員会の会議室において、<u>資料、新聞紙、文書等の印刷物</u>を配布するときは、議長または委員長の許可を得なければならない。</p>
<p>第157条の2～第158条 《現行どおり》 (議長の秩序保持権)</p>	<p>第157条の2～第158条 《省略》 (議長の秩序保持権)</p>
<p>第159条 <u>全て</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>定める。</p>	<p>第159条 <u>すべて</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>定める。</p>
<p>第160条～第161条 《現行どおり》 (代理弁明)</p>	<p>第160条～第161条 《省略》</p>
<p><u>第161条の2</u> 議員は、自己に関する懲罰動議および懲罰事犯の会議ならびに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会または委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</p>	<p>《改正後に新設》</p>
<p>第162条 《現行どおり》 (出席停止の期間)</p>	<p>第162条 《省略》 (出席停止の期間)</p>
<p>第163条 出席停止は、10日を<u>超える</u>ことができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合または既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</p>	<p>第163条 出席停止は、10日を<u>こえる</u>ことができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合または既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</p>
<p>第164条～第166条 《現行どおり》 (電子情報処理組織による通知等)</p>	<p>第164条～第166条 《省略》</p>
<p><u>第166条の2</u> 議会または議長もしくは委員長(以下この条および次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項および第6項ならびに次条に</p>	<p>《改正後に新設》</p>

改正後	改正前
<p>において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項および第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</p> <p>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</p> <p>3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</p> <p>4 第1項または第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第86条、第140条第1項および第141条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時または議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧もしくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられ</p>	

改正後	改正前
<p>た旨の通知を發した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。</p> <p>5 議会等に対して行われ、または議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、もしくは連署し、または記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項または第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</p> <p>6 議会等に対して通知を行い、または議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、または議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、または交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項または第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</p> <p>（電磁的記録による作成等）</p> <p>第166条の3 この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、または保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</p> <p>（会議規則の疑義に対する措置）</p> <p>第167条 この規則の疑義は、議長が決定す</p>	<p>《改正後に新設》</p> <p>（会議規則の疑義に対する措置）</p> <p>第167条 この規則の疑義は、議長が決定す</p>

改正後	改正前
る。ただし、議員から異議があるときは、会議に <u>諮って</u> 決定する。	る。ただし、議員から異議があるときは、会議に <u>はかつて</u> 決定する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正理由

地方自治法の一部改正により、議会にかかる手続のオンライン化が可能となったことを踏まえ、議会運営の合理化を図る観点から、本市議会にかかる手続のオンライン化を可能とするため、必要事項の改正を行うとともに、その他所要の改正を行うものです。